

写

佐労発基 0707 第 1 号
令和 8 年 7 月 7 日

佐賀地方最低賃金審議会
会 長 甲斐 今日子 殿

佐 賀 労 働 局 長
田之上 英治

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、佐賀県最低賃金（昭和 55 年佐賀労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。